

令和4年度

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年5月27日

石巻市農業委員会

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年5月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

39番	阿部正展	委員
-----	------	----

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐 兼 農地係 長	村上浩則	主 幹
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事
若井慎太郎	主 事		

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第2回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時36分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。阿部正展推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号3番安部秀逸委員、4番佐々木文彦委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年5月18日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地の現状変更届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの聲がございますので、一括して報告いたします。

事務局から報告をお願いいたします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は2ページから3ページです。今月の受理件数は3件で、解約の理由は、借人の都合によるものが2件、耕作者変更によるものが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は4ページから20ページです。今月の受理件数は24件で、解約の理由は、農用地利用集積計画の売買によるものが2件、耕作者変更によるものが5件、貸人の都合によるものが2件、借人の都合によるものが15件でございます。

続きまして、報告第4号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。議案書は21ページです。今月の受理件数は2件で、いずれも田に1mの盛土をし、畑とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の22ページを御覧ください。番号1番、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は住宅敷地の一部となっております。平成5年に自宅を建築したときから、住宅敷地の一部として利用していたもので、20年以上経過した土地であります。

次に、番号2番、申請地は市街化区域内で準工業地帯にある土地で、登記地目は畑、現況は通路となっております。昭和58年に相続した時点で通路として利用されており、20年以上経過している土地であります。

次に、番号3番、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地敷地となっております。昭和40年に自宅を新築し、当該地には附属建物である堆肥舎、庭として利用しており、20年以上経過している土地であります。

次に、番号4番、議案書は23ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。平成13年に相続した時点で庭として利用されており、20年以上経過している土地であります。

次に、番号5番、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は原野となっております。長年耕作しておらず、原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

議案書の29ページを御覧ください。番号1番、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑3筆、合計面積1,710㎡です。

番号2番、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田2筆、合計面積1,546㎡です。

番号3番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田2筆、合計面積2,022㎡です。

番号4番、議案書は30ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑2筆、合計面積165㎡です。

番号5番、親から子への使用貸借権の設定であります。申請地は、田5筆、合計面積9,375㎡です。

番号6番、議案書は31ページです。譲受人の経営規模拡大のための賃借権設定であります。申請地は、畑5筆、合計面積5,159㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。議案書の32ページを御覧ください。

番号1番、転用目的は、シジミ漁等の作業場敷地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の34ページを御覧ください。番号1番、転用目的は、駐車場とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

次に、番号2番、転用目的は、漁業用住宅敷地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

次に、番号3番、転用目的は、資材置場及び駐車場とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に一部が転用されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号4番、議案書は35ページです。転用目的は、農機具倉庫敷地とするものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、農業用施設の例外規定が適用できます。

次に、番号5番、転用目的は、借家修繕用の資材置場敷地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案5件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は41ページから84ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別添の令和4年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。初めに、資料は1ページから3ページです。宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は69件で、合計306筆、面積は59万6,471㎡です。

貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は100円から2万円です。

また、米による物納は20kgから90kgとなっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。相対による利用権設定については2件で、合計2筆、面積は3万3,754㎡です。

貸借期間は4年7か月から10年で、10a当たりの賃借料は4,855円から1万5,000円です。

次に、所有権移転については4件で、合計21筆、面積は1万4,359㎡です。

10a当たりの売買単価は19万3,986円から34万8,432円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に

この案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに議案書41ページ、一括方式の番号2番を議題といたします。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号2について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。議席番号■番■■■■委員は入場をお願いします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。一括方式番号2番については、原案のとおり承認することに決しましたので、報告をいたします。

次に、番号12番から14番を議題といたします。議案書は45ページから46ページとなります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号12番から14番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場をお願いします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。本案番号12番から14番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号20番及び番号21番を議題といたします。議案書は49ページになります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号20番及び番号21番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●委員は入場願います。

（●番●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●委員に申し上げます。本案番号20番及び番号21番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号28番を議題といたします。議案書は52ページになります。議席番号●番●委員は退席をお願いします。

（●番●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号28番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●委員は入場をお願いします。

（●番●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●委員に申し上げます。本案番号28番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして一括方式について、ただいま決しました番号2番、12番から14番、20番及び21番並びに番号28番を除いた62件について審議いたします。議案書は41ページから80ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案一括方式62件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式62件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、利用権設定について審議いたします。議案書は81ページになります。ご意見、ご質問

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定2件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定2件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は82ページから84ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転4件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転4件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和4年度第2回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時04分 閉会